

乗車拒否の構成要件とその具体例についての解釈指針

制定：昭和 45 年 11 月 12 日

最終改正：平成 26 年 3 月 31 日

運送引き受け義務については、道路運送法第 13 条に定められているところであるが、その義務違反の構成要件と具体例についての解釈の指針を次のとおり定める。

1. 構成要件

- (1) 乗車拒否とは、「駐停車中又は客を認めて一旦停車若しくは徐行を行ない、運送の申し込みを受けてから、正当な理由がなく、その引き受けを拒絶すること」及び「運送を開始してから正当な理由がなく、これを中断すること」をいう。
- (2) 「駐停車中又は客を認めて一旦停車若しくは徐行を行なっている場合」に限ったのは、「運送の申し込み」の意思を運転者が認める状況にあったか否かを確認できないからであるが、運送の申し込みを受けた後は、この要件は満たされているものとみなされる。
- (3) 駐停車中又は、客を認めて一旦停車若しくは、徐行をした場合には、運転者は当然客から運送の申し込みの内容をその内容が理解できるまで聞く義務があるし、運送の引き受けを拒絶する正当な理由がある場合には、その説明をする義務がある。
従って、運送の申し込みを受ける態勢に這入れば、行先を聞いた後であるか、前であるかは問わない。
- (4) 「正当な理由」とは、道路運送法第 13 条及び同条第 6 号に基づく旅客自動車運送事業運輸規則第 13 条に列記されている。その具体例を示すと次のとおりである。

2. 正当な理由の具体例

- (1) 当該運送の申し込みが、道路運送法により認可を受けた運送約款によらないものであるとき
 - ・ 認可運賃又は届出運賃以外の運賃によるもの
 - ・ 運送の安全のための乗務員の指示に従わないもの
- (2) 当該運送に適する設備がないとき
 - ・ 車内及びトランクに収容不可能な携行物があるとき

- ・ 収容可能であっても、操縦装置を円滑に操作できない等運転に支障があるとき
 - ・ 定員オーバーの運送となるとき
 - ・ 積雪時にチェーンの準備がないとき
- (3) 当該運送に関し、申し込み者から特別な負担を求められたとき
- ・ 高速道路、フェリー等の料金の支払いを乗客から強制されたとき
 - ・ 現金及び当該事業者の有効なチケット以外による支払いを求められたとき
 - ・ 事業区域の境界から概ね 50 キロメートル以上離れた区域への運送を求められたとき（「例」大阪市域から大津市、明石市、和歌山市、和歌山県高野山麓、三重県境を超える区域）
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
- (道路運送法)
- ・ 当該車両についての運送の申し込みの順序に従わない申し込みであるとき
 - ・ 当該運送が区域外運送となるとき
- (旅客自動車運送事業運輸規則)
- ・ 当該運送を引き受けることにより、定められた乗務時間又は乗務距離を超えることとなるとき
 - ・ 当該車両が入庫、燃料補給、食事、休憩、予約等のため業務上回送を必要として回送板を掲出しているとき
- (道路交通法)
- ・ 当該運送を引き受けることにより、道路交通法による停車禁止等の違反を余儀なくされるとき
- (従って、既に違法に駐車又は停車している車両については、適用されない。)
- ・ 当該運送を引き受けることにより、一方通行を逆行し又は転回禁止区間で転回することを余儀なくされるとき
- (タクシー業務適正化特別措置法)
- ・ 乗車禁止地区において運送の申し込みを受けたとき
- (公序良俗)
- ・ 運送の申し込みに際し、暴行、威嚇等の行為のあったとき
 - ・ 賭博場、売春宿等への案内を求められたとき

- (5) 天災その他やむを得ない事情で運送上の支障があるとき
- ・ 道路の損壊、洪水等により通行が不能な道路を経由する必要があるとき
 - ・ 車両の通行が極めて困難であり、或いは車両が損傷するおそれがある等、著しく道路状況が悪い道路を経由する必要があるとき
- (6) 旅客が車内において法令の規定に反し、又は公の秩序若しくは、善良の風俗に反する行為をするときは、運転者はこれを制止し、又は必要な事項を旅客に指示することができるが、この制止又は指示に従わないとき
- (7) 物品の持込制限
- ・ 法令により定められた制限（数量、荷造方法）を超えた火薬類、揮発油、有毒ガス発生物質等の危険物類を携行しているとき
 - ・ 死体を伴い、或いは身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法の身体障害者補助犬をいう。）及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩用の小動物を除く動物を伴っているとき
 - ・ 車内を著しく汚染するおそれのある物（容器、荷造り包装が不完全なため、汚染するおそれのあるものを含む）を携行しているとき
- (8) 泥酔者又は不潔な服装をした者等であって、他の旅客の迷惑となるもの
- ・ 著しくめいていし、暴言をはく者、行先を明瞭に告げられない者、又は人の助けなくしては歩行が困難である者
 - ・ 飲酒により幅吐の形跡があり、車内を汚染するおそれのある者
 - ・ 不潔な服装により車内を著しく汚染し、清掃、消毒、脱臭等を要することとなるおそれのあるとき
- (9) 付添人を伴わない重病者であるとき
- (10) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院等を必要とするものに限る）の患者（これらの患者と見なされる者を含む）又は新感染症の所見のある者であるとき

(附則)

この解釈指針は、平成26年4月1日より適用することとする。